



1. はじめに♪

 皆さんこんにちは。知的財産の「永遠の吟遊詩人(!)」こと弁理士の中川淨宗です。

今回は、2018年に改正された「不正競争防止法」における限定提供データに関する不正行為について、お話ししました。今回も2018年の同法の改正点である「技術的制限手段に対する不正行為」についてお話しします。

 中川先生、最近の日本のアニメやTVゲームといったコンテンツの広がりには驚かされますね。

その一方で、アニメの海賊版DVDやゲームソフトの違法コピーなども大きな社会問題になっています。

 法雄さんが言う無断複製は、もちろん複製権（著21条）をはじめ著作権の侵害に当たります。

放送局やゲーム会社といったコンテンツ提供事業者も、コピーガードやスクランブルといった「技術的制限手段」をコンテンツに施して、それを無断で複製したり視聴したりできないように対策を行っているところです。

 知明さんの言うとおりですな。しかし、そのような対策と同時に、コピーガードのコピー防止信号を除去してコピーを可能にするコピーガードキャンセラーなどの「無効化手段」も開発・提供されています。また、他人から依頼を受けてコピーガードを解除するなどの「無効化サービス」も提供されています。

 コンテンツの提供事業者も、こういった事態に対処するため、技術的制限手段の改良に努めています。

でも、無効化手段を規制しないと、従来の無効化手段に対抗できる新しい技術的制限手段を開発したところで、さらにそれを無効化する方法が開発されてしまいます。まさに「いたちごっこ」ですね。

 そうすると、コンテンツ提供事業者は、技術的制限手段の改良に努め続けなければならない、いつまでも安心してコンテンツを提供できません。

そこで、WIPO著作権条約などの条約上の義務でもあったため、1999年の不正競争防止法の改正で、技術的制限手段に対する不正行為を規制することにしたのです(不2条1項17・18号)。

2. 技術的制限手段とは♪

 技術的制限手段とは、DVDのコピーガードや有料放送のスクランブルなどのことですが、次ページ右下にある5つの要件をすべて満たす必要があります(不2条8項)。

まず、「電磁的方法により影像の視聴などを制限する手段であること」が必要です。ここでいう「電磁的方法」とはコピーガードのコピーを防止する信号のように、電子的、磁氣的、あるいは光学的といった人の知覚によって認識できない方法のことです。

 そうすると、グラビア誌の袋とじは内側の写真を見ることを制限していますが、電磁的方法ではありませんから技術的制限手段に当たりません。じゃあ、本屋で袋とじをこっそり破っても……(ウヒヒ)。

 法雄さん、それは不正競争防止法には抵触しなくても、器物損壊罪(刑261条)には該当しますよ！

さて「制限する手段」とは、コンテンツの提供者が影像の視聴などについて制約を課すための手段ですね。

 ここでいう制限には、何人にもコピーを認めないコピーガードのように、一律の制限だけでなく（不2条1項17号の対象）、契約者のみに視聴を認める有料放送のように、特定の者については解除される制限（同18号の対象）も含まれますな。

 従来、映画の鑑賞といった映像や音の視聴、TVゲームのプレーといったプログラムの実行、そしてDVDのコピーといった映像、音、プログラムの記録を制限する手段が技術的制限手段とされてきました。

しかし、これらに該当しないTVゲームのセーブデータに施されている信号を無効化して書き換えるといった行為が近ごろ問題になってきました。

 このような行為は、結局のところ、TVゲームを制作する会社の成果にタダ乗りしていると思います。

だから、2018年の改正で、TVゲームのセーブデータのようなコンピュータで用いるために記録されている情報の処理やコピーを制限する手段も技術的制限手段に加えたのですね。

 さて、技術的制限手段には2つの種類があります。「視聴等機器が特定の反応をする信号を記録媒体に記録・送信する方式によること（信号方式）」または「視聴等機器が特定の変換を必要とするよう映像などを変換して記録媒体に記録・送信する方式によること（暗号方式）」です。

視聴等機器とは、映像の視聴などのために用いられるDVDレコーダーやTVゲーム機などのことです。

信号方式における特定の反応とは、このような視聴等機器が一定のルールに従って反応することですが、これには「検知→制限方式」と「検知→可能方式」の2つの方式があります。

 前者の例としては、DVDレコーダーがコピーを防止する信号を検知すると、ユーザーによるコピーの操作を中断するようなシステムのコピーガードが挙げられますね。

 後者の例としては、それが正規のゲームソフトである旨の信号をゲーム機が検知すると、ゲームが起動してユーザーが遊べるようになるゲームソフトが挙げられますな。

 先生、体験版アプリのように、ユーザーはインストールできるけど、一定期間内に代金を支払って取得したシリアルコードを入力しないと、アプリが使えなくなったり機能が制限されたりするシステムがありますよね。これはどうでしょうか？

 いわゆるアクティベーション方式と呼ばれるものですね。それも技術的制限手段に該当します。

2018年の改正により、特定の反応をする信号とコンテンツの視聴等機器に対する送信は、それらを同時に行う必要はなく、時間差があっても構わないことが明確にされました。

 そして、暗号方式の例としては、有料の衛星放送やCATVのように、契約者なら暗号化された番組をデコーダー（複号器）で解読して視聴できるスクランブルが挙げられますな。

 この技術的制限手段の場合、契約者にスクランブルを解除するデコーダーを供給しても、不正競争にならないのは当然のことですね。

 先生、私の肖像写真を記録したDVDに、プライバシー保護のため無断複製されないようコピーガードを施せば、それも技術的制限手段として保護されるのでしょうか？

 いいえ、不正競争防止法で保護される技術的制限手段は、市販されている映画DVDのコピーガードのように、それが「営業上用いられていること」が必要です。

ですから法雄さんのDVDのように、もっぱらプライバシーを保護する目的で用いられているコピーガードを破る行為などは規制されません（誰もコピーしないとは思いますが……）。

① 電磁的方法によること

- ②-1 映像もしくは音の視聴、プログラムの実行、情報の処理を制限する手段であること
- ②-2 映像、音、プログラム、その他の情報の記録を制限する手段であること

- ③-1 視聴等機器が特定の反応をする信号であること
- ③-2 視聴等機器が特定の変換を必要とするよう映像などを変換していること

- ④-1 記録媒体に記録する方式によるもの
- ④-2 送信する方式によるもの

⑤ 営業上用いられていること

3. 規制される対象

 不正競争防止法は、このような「技術的制限手段の効果を妨げることで映像の視聴などを可能にする機能」（無効化機能）を備える装置などを無効化手段として規制しています。無効化手段には、技術的制限手段を完全に除去するものだけでなく、これを弱めるものも含まれます。

 まず、「装置」とは、一定の機能を備えた機器の内蔵品のことですね。例えば、DVDのコピーを防止する信号を除去する機能を備えた無効化チップが挙げられます。

また、このような「装置を組み込んだ機器」も無効化手段に該当します。無効化チップを内蔵したコピーガードキャンセラーのような無効化専用機器が規制されるのは当然ですね。

 しかし、DVDの複製だけでなく、その再生もできるDVDプレーヤーのように、他の機能も備える装置は規制されるのでしょうか？

また、先ほどの無効化チップも、それが完成した状態であれば規制されるのは当然です。しかし、それが完成する前のキットの状態であっても規制されるのでしょうか？ う～む。

 でも、そういった他の機能を備える機器やキットだって、実質的にはキャンセラーや無効化チップと同じです。やっぱり、コンテンツを提供する基盤を脅かすものですね。

 そのとおりです。そこで、そのような無効化機能以外の機能を備える機器や、装置のキットのような「部品一式であって容易に組み立てることができるもの」も、2011年の改正で規制の対象にされました。

また、「プログラム」とは、一定の結果が得られるように組み合わせられたコンピュータに対する命令のことです（不2条9項）。例えば、DVDのコピーを防止する信号を除去するプログラムが無効化手段に該当します。

 まあ、そのような無効化機能だけを備えるプログラムが規制されるのは当然ですね。

しかし、無効化機能を備えるプログラムにDVDの再生を行うためのプログラムなども組み合わせられている場合は、規制されるのでしょうか？

 そのようなプログラムも、無効化機能を備えたプログラムであることに変わりませんから、先ほどの多機能型の無効化機器と同様、コンテンツを提供する基盤を脅かします。

そこで、2011年の法改正で、無効化機能を備えたプログラムが「他のプログラムと組み合わせられたもの」も、規制の対象にされたわけです。

このようなプログラムそれ自体はもちろん、プログラムを記録したCD-ROMなどの記録媒体や、プログラムを記憶したキャンセラーなどの機器も規制の対象になります。

 ところで、海賊版のアプリを正規のアプリとして使用できるように、不正に生成・取得したシリアルコードをネットオークションで販売するようなことが横行しています。何か対策はされていないのでしょうか？

 さまざまなコンテンツが技術的制限手段を施して流通するようになると同時に、それに対する無効化手段も多様化していきます。

そういった実態にあわせて、不正競争防止法は、2018年の法改正により、不正に生成・取得されたシリアルコードなどを提供する行為も不正競争として規制することにしました。そのようなシリアルコードは、法律上「指令符号」と呼ばれています。

 最後に、アナログ形式の映像をデジタル形式に変換して保存する一部の装置のように、コピーを防止する信号を検知できないため、結果的にコピーができてしまう装置もあります。この装置も規制されますか？

 いわゆる「無反応機器」と呼ばれるものですね。これは規制の対象にならないとされています。

もし、これを規制すると、その製造者はあらゆる技術的制限手段に対応しなければならず、その負担は不当に大きくなります。また、そのような機器による映像の視聴などを制限したいのであれば、コンテンツの提供者が新たな手段を講じるべきだからです。

4. 規制される行為♪

 不正競争防止法は、無効化チップなどの装置、これを内蔵したキャンセラーなどの機器を譲渡するといった行為を規制していますね。

また、コピーを防止する信号を除去するプログラムや不正に生成したシリアルコードのような指令符号については、これらを記録したCD-ROMの譲渡といった行為のほか、プログラムや指令符号それ自体をインターネットで提供する行為も規制しています。

 ただし、無効化機能以外の機能も備えた装置などを供給する場合、あくまでも無効化のために用いられるように供給する場合のみが規制されます。規制される行為が不当に広がり過ぎないようにするためです。

先ほどのDVDの複製と再生ができるDVDプレーヤーでいうと、通常のDVDプレーヤーとして広告宣伝を行っていれば、一般に規制の対象にはなりません。一方、キャンセラーとして使用できるとして広告宣伝を行うと規制の対象になり得るわけです。

 ところで先生、無効化機能を備える装置や機器を製造したり、プログラムなどを作成することは、規制されていないのですね。

 そのとおりです。そのような装置やプログラムが作られた時点では、コンテンツの提供事業者の利益は害されていませんし、そのような行為まで規制すると、技術開発への悪影響などが懸念されるためです。

同様の理由から、新しいコピーガードを開発するためにキャンセラーを用いる場合のように、技術的制限手段の試験や研究を行うための無効化手段の供給は、差止請求などの対象になりません（不19条1項9号）。

 それに、キャンセラーを購入したユーザーが、それを使用してDVDをコピーする行為も、規制されませんよね。どうしてでしょうか？

 ユーザーによる無効化行為は小規模ですから、その被害も小さいですし、そもそも把握することが困難です。だからこそ、大本の無効化手段の供給を規制しているわけです。

 じゃあ、私も客からDVDのコピーガード外しの注文を集めて小遣い稼ぎでもやりませんか。

 （はあ）そういうサービスを提供する人が出てきたから、2018年の改正で無効化サービスの提供も規制されるようになったのです。

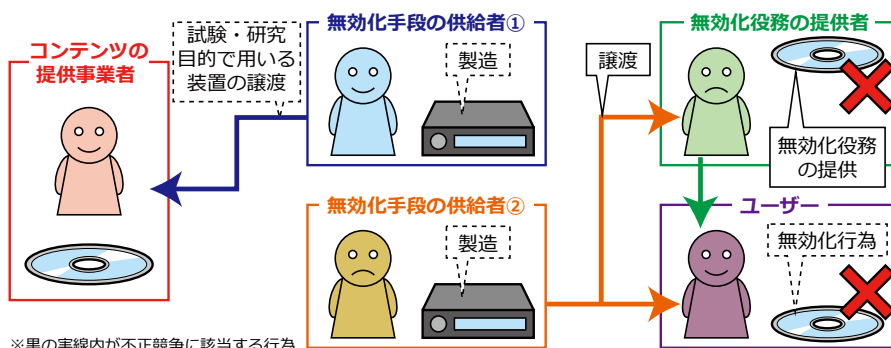
金銭を得たり、コンテンツの提供事業を妨害したりする目的（図利加害目的）で、無効化手段を提供したり、無効化行為を行ったりすると、刑罰の対象になりますから、絶対にやらないでください（不21条2項4号）！

5. おわりに♪

 （ふうっ）危なく逮捕されるところでした。それにしても、知的財産法は頻繁に改正されますな。

 特に知的財産法は時代や社会の変化に影響を受けやすいので、改正が多いのですよね（法雄さんはちっとも改正されないけど……）。

では先生、2020年は著作権法が改正されたのでその主なポイントについて、次回をご説明をお願いします！



中川 浄宗 (Kiyomune Nakagawa)

中川特許事務所 所長／弁理士

2006年に弁理士試験合格後、特許事務所を開業。知的財産の実務に携わりながら、専修大学および東海大学の講師も務める。メンデルスゾーンのピアノ三重奏曲第2番は、第1番より演奏される機会が少ないが、やや陰気な第1楽章が聴きどころである。

〒231-0006 神奈川県横浜市中区南仲通3-35横浜エクセレントⅢ TEL045-651-0236
URL : <http://www.ipagent.jp/>
E-mail : customer@ipagent.jp